

議第72号

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 呉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年呉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する</u>特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には<u>あ</u>っては、<u>2</u>歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には<u>あ</u>っては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない特定短時間勤務職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）<u>であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合には当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第2条の4の規定に該当する場合には<u>当該子が</u>2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には<u>あ</u>っては、更新後のもの</p>

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する特定短時間勤務職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該特定短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている特定短時間勤務職員に限る。）

の)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない特定短時間勤務職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する特定短時間勤務職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該特定短時間勤務職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休

業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、特定短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する特定短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該特定短時間勤務職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業を

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する特定短時間勤務職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合にあって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

しようとする場合であって、次に掲げる  
場合のいずれにも該当するとき 当該  
子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該特定短時間勤  
務職員が当該子の1歳到達日（当該特  
定短時間勤務職員がする育児休業の  
期間の末日とされた日が当該子の1  
歳到達日後である場合にあつては、当  
該末日とされた日）において育児休業  
をしている場合又は当該特定短時間  
勤務職員の配偶者が当該子の1歳到  
達日（当該配偶者がする地方等育児休  
業の期間の末日とされた日が当該子  
の1歳到達日後である場合にあつて  
は、当該末日とされた日）において地  
方等育児休業をしている場合

イ 略

ア 当該特定短時間勤務職員が当該子  
の1歳到達日（当該特定短時間勤務職  
員が前号に掲げる場合に該当してす  
る育児休業又は当該特定短時間勤務  
職員の配偶者が同号に掲げる場合若  
しくはこれに相当する場合に該当し  
てする地方等育児休業の期間の末日  
とされた日が当該子の1歳到達日後  
である場合にあつては、当該末日とさ  
れた日（当該育児休業の期間の末日と  
された日と当該地方等育児休業の期  
間の末日とされた日が異なるときは、  
そのいずれかの日）の翌日（当該配  
偶者がこの号に掲げる場合又はこれ  
に相当する場合に該当して地方等育  
児休業をする場合にあつては、当該地  
方等育児休業の期間の末日とされた  
日の翌日以前の日）を育児休業の期間  
の初日とする育児休業をしようとし  
る場合

イ 当該子について、当該特定短時間勤  
務職員が当該子の1歳到達日（当該特  
定短時間勤務職員が前号に掲げる場  
合に該当してする育児休業の期間の  
末日とされた日が当該子の1歳到達  
日後である場合にあつては、当該末日  
とされた日）において育児休業をして  
いる場合又は当該特定短時間勤務職  
員の配偶者が当該子の1歳到達日（当  
該配偶者が同号に掲げる場合又はこ  
れに相当する場合に該当してする地  
方等育児休業の期間の末日とされた  
日が当該子の1歳到達日後である場  
合にあつては、当該末日とされた日）  
において地方等育児休業をしている  
場合

ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、特定短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) ・ (2) 略

エ 当該子について、当該特定短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該特定短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する特定短時間勤務職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該特定短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該特定短時間勤務職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) ・ (3) 略

(4) 当該子について、当該特定短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) ・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(4) 略

(5) ・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短

<p>時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p>	<p>時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p>
--	--

第2条 呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 特定短時間勤務職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員</u>、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 特定短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するもの以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p>

<p>2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
--	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する同条の規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴う所要の規定の整備等をするため、この条例案を提出する。